
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 金融資産を対象とした投資信託の時価の算定に関する取扱い

I. 本資料の目的

1. 2019 年 7 月 4 日に公表した企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）第 26 項において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとするとしている¹。

また、当該改正を行うまでの間は、会計基準の公表に伴う 2019 年 7 月 4 日改正の直前の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 62 項の取扱いを踏襲し、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることができるとしている。

2. 本資料は、ASBJ 事務局が整理した主な論点及びそれに対する分析についてご意見をお伺いすることを目的としている。
3. なお、当該内容について、第 438 回企業会計基準委員会（2020 年 7 月 29 日）、第 156 回金融商品専門委員会（2020 年 7 月 31 日）及び第 160 回金融商品専門委員会（2020 年 10 月 12 日）で議論しており、第 438 回企業会計基準委員会及び第 156 回金融商品専門委員会において用いた資料からの主な変更点について黄色のハイライトを付している。

¹ なお、時価算定適用指針第 26 項が規定する投資信託に係る経過措置の定めについては、2020 年 3 月 6 日に公布された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等の附則第 2 条第 6 項において、以下のように規定されている。

金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

Ⅱ. 背景

4. 有価証券報告書（金融商品取引法）や運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律）の開示義務のある投資信託においては、一般に、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」（以下「投資信託計理規則」という。）に従って、各信託財産の評価を行っているものと考えられ、基準価格²はその評価に基づいて算定される。投資信託計理規則については、現行の金融商品会計基準と整合していると考えられる。
5. 時価算定会計基準の公表以降、投資信託協会においては、時価算定会計基準を踏まえた投資信託計理規則の改正の作業が行われている（現状の改正案については審議事項(3)-2 参考資料1 参照）。以下では、この投資信託計理規則が改正されることを前提として、投資信託の時価の算定に関する取扱いについて検討している。

Ⅲ. 金融資産を対象とした投資信託の時価の算定に関する分析

（本資料の検討の範囲）

6. 投資信託には、金融資産を対象とした投資信託と不動産を対象とした投資信託があるが、時価算定会計基準は主として金融商品を対象としているため、本資料では金融資産を対象とした投資信託を取り扱い、不動産を対象とした投資信託は別途検討を行うこととする。

7. また、インフラ投資信託³については、金融商品を対象とした投資信託と不動産を対象

² 基準価格の算定方法は、投資信託計理規則第52条第1項において以下のように規定されている。

「投資信託受益証券の基準価額は、計算日において当該信託勘定元帳に計上した資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益を加減し、基準価額表示通貨建以外の外貨建資産に投資運用する証券投資信託にあつては外国投資勘定評価損益及び為替評価損益を加減した金額を計算日の残存受益権口数をもって除した商とする。」

³ インフラ投資信託は、投資信託協会が定める「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」第3条第3項において、次のとおり定義されている。

投資信託約款において投資信託財産の総額の2分の1を超える額をインフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託

なお、インフラ資産等の例としては、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権及び土地建物などがあり、インフラ関連資産の例としてはインフラ資産等を保有する非上場会社の株式などがある。

とした投資信託の両方の性質をもっており、商品によってどちらに近いものであるのか様々であると考えられる。どちらの取扱いを用いるかは、その商品の性質によることになり、インフラ投信としての特段の定めは必要ないものと考えられる。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見並びに ASBJ 事務局の対応案

(聞かれた意見)

8. 法的には信託受益権に該当するものの中で、実質的には株式投資や事業投資に相当すると考えられるようなものが、特に不動産投資信託やインフラ投資信託には含まれているのではないかと。その場合、それらの投資信託については時価評価の対象外とするとも考えられるのではないかと。
9. 現状では、金融資産を対象とした投資信託に限定して検討をしていることについては理解しているが、海外の投資信託に該当するヘッジファンド等の場合、投資運用資産を保有する器としての投資ビークルの法的形態は外国の法制度等の事情により様々であり信託や組合等の取扱いに関する議論は切り離せないと考えられるため、それらを含めた全体を対象として議論した方がよいのではないかと。

(ASBJ 事務局の対応案)

10. 今回の投資信託の時価の算定に関する検討は、従来、金融商品実務指針第 62 項の定めを適用していた金融商品の時価の取扱いを定めることを目的としているため、信託受益権の会計処理を定めている同実務指針第 100 項⁴や、組合等への出資の会計処理を定めている同実務指針第 132 項の適用対象範囲を改めて整理することは、本プロジェクトの範囲を超えているものと考えられる。

(時価算定会計基準における時価に関する定め)

11. 時価算定会計基準第 5 項では、時価を以下のように定義している。

⁴ 信託受益権が質的に単一の場合には、信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行うが、信託受益権の保有者が多数で信託財産を持分に応じて直接保有するのと同様に評価を行うことが困難な場合には、信託を実体ある事業体とした評価を行うことができる旨定められている。他方、投資信託については、多数の投資家から集めた資金をまとめて一つとした大きな資金を投資運用の専門家が運用し、その運用成果を投資家それぞれの投資額に応じて分配することを目的として商品設計された集团的投資スキームの金融商品であり、前述の信託受益権とは異なり、会計上の有価証券として取り扱われており、改正前の金融商品実務指針第 62 項にて時価評価に関する取扱いが別途、定められていた。

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

12. また、時価算定適用指針第4項(1)では、時価の算定における前提の1つとして、以下のようになっている。

資産又は負債の時価を算定するにあたっては、市場参加者が算定日において当該資産又は負債の時価を算定する際に考慮する当該資産又は負債の特性（例えば、資産の所在地、当該資産の売却に対する制限）を考慮する。

なお、時価算定適用指針の設例5（有価証券の売却に関する制約）において、売却に関する制約の影響に対する調整は、特定の期間にわたって市場を利用できないことに係るリスクの対価として市場参加者が要求する金額を反映するとの考え方が紹介されている。

（投資信託の時価）

13. 本資料第11項に示した時価の定義に従うと、下記の(1)又は(2)のような場合の投資信託の時価については、以下のように整理することができると考えられる。

(1) 金融商品取引所等の市場に上場している投資信託で市場における取引価格が存在する場合は、当該価格が時価になると考えられる。

(2) (1)のような市場における取引価格が存在しない場合、時価算定日において所定の基準価格で制限なく解約又は買戻請求（以下、合わせて「解約等」という。）できる場合は、当該基準価格を出口価格と考えることができるものと考えられる。よって、時価算定会計基準に従った時価の算定方法には様々な手法が考えられるものの、当該基準価格に基づいて時価を算定することも原則として認められると考えられる。

14. 他方、上記(1)及び(2)以外のケースとして、上場していないため市場における取引価格が存在しておらず、かつ解約等に関する何らかの制限があり、所定の基準価格で解約できない場合がある。

解約等を制限する内容については、例えば、下記のように、実務上様々なものが見受けられている。

(1) 取引所等における取引停止等の所定の一定事象が発生した場合における、解約請求の受付停止

(2) 受託者の裁量による、最低解約額の設定

(3) 解約できる指定日の設定

(4) 解約できる口数の上限の設定

(5) 受託者の裁量による、解約請求の受付停止

(6) ロックアップ期間（イニシャルクロージングから、数年間は解約できないとする定め）の設定

15. 前項(1)から(6)の解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性があるときには、本資料第12項で示した時価に反映すべき資産の特性に該当する可能性があり、その場合、基準価格を基礎として時価を算定する場合、何らかの調整が必要になるものと考えられる。

一方、前項(1)から(6)の解約等の制限があったとしても、市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がない場合は第13項(2)と同様に、基準価格を出口価格と考えることができるものと考えられ、基準価格に基づいて時価を算定することが認められると考えられる。

16. ここで、前項前段で説明した「解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある」ケースにおいて、基準価格に対して調整を行うことを求める場合、投資信託は、業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務上の困難さが懸念される。そのため、「解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある」ケースについては、基準価格に調整を加えないものを時価とみなすほか実務的な懸念に対処することが難しいと考えられる。

17. 一方、何ら条件をつけずに基準価格に調整を加えないものを時価とみなすことを認めた場合、情報の有用性を著しく損なう可能性があると考えられる。よって、解約制限に関する調整を行わない点を除けば、調整前の基準価格を時価とみなすことに一定の合理性が認められる場合に限定する必要があると考えられ、最低限、以下の条件を満たす必要があるものと考えられる。なお、以下の条件を満たさない場合は解約制限の調整を行うなど、時価算定会計基準の原則的な定めに従うことになる。

(1) 時価算定日の基準価格が時価算定日の信託財産の一口当たり時価評価額として算定されており、当該投資信託を構成する個々の信託財産の時価の合計額と構成する信託財産全体の時価が異なること（個々の信託財産を組み合わせることにより価値が増加又は減少しないこと）

(2) 当該投資信託を構成する個々の信託財産の評価について、時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられていること

18. 前項(1)の条件については、個々の信託財産が金融商品の場合には、通常満たされるものと考えられる。したがって、前項(2)の条件を満たすために、以下のケースでは、第44項に記載した開示を行うことを前提として、基準価格に対する調整を不要とし、基準価格に基づいて時価を算定することを認める実務上の便法を定めることが考えられる。

(1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合

（理由）

時価算定会計基準は、IFRS 第13号「公正価値測定」（以下「IFRS 第13号」という。）又は米国会計基準 Accounting Standards Codification の Topic820「公正価値測定」（以下「Topic820」という。）の定めを基本的にすべて取り入れる形で開発されているため。

(2) 当該投資信託の財務諸表が IFRS 及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが IFRS 第13号若しくは Topic 820 と概ね同等であると判断される場合

(3) 当該投資信託の構成資産について、投資信託協会が定める投資信託計理規則に従い評価が行われている場合

（理由）

本資料第5項に記載したとおり、時価算定会計基準を踏まえた投資信託計理規則の改正の作業が行われているため。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見並びに ASBJ 事務局の対応案

（聞かれた意見）

19. 時価算定会計基準の開発にあたっては、非上場株式を金融商品会計基準の定めに基づき時価評価しないことを前提として議論されており、仮に非上場株式を時価評価することとなった場合を想定した議論はされていないと認識している。その一方で、今回の投資信託の時価の算定に関する取扱いの検討にあたっては、こうした議論がなされ

ないまま、投資信託が保有する非上場株式の評価について、時価算定会計基準との整合を前提としていることは適切でないのではないかと。投資信託計理規則の非上場株式の評価に関する規則と時価算定会計基準を示したうえで、それらが整合しているという前提の是非について、公開草案で意見を求めるべきではないかと。

(ASBJ 事務局の対応案)

20. 第 18 項(3)において「当該投資信託の構成資産について、投資信託協会が定める投資信託計理規則に従い評価が行われている場合」としているのは、投資信託計理規則が全体として時価算定会計基準と整合する評価基準となっている観点を踏まえたもので、投資信託計理規則の細目が時価算定会計基準と一致していることを要件とはしていない。ご意見のとおり、時価算定会計基準の制定時には非上場株式の時価算定のあり方は議論しておらず、仮に、将来的に非上場株式の測定の見直しの議論を行う場合には、非上場株式の時価算定のあり方も含めて議論することとなる。

【第 18 項の便法を定める上での追加的な取扱い 1】

21. 基準価格の算定日が時価算定日と著しく異なる場合、当該基準価格は、本資料第 11 項に記載した時価算定会計基準上の時価の定義における重要な原則（時価算定日における価格）を満たしていないため、当該基準価格を時価とみなすことを無制限に認めた場合、投資信託の時価情報の有用性が損なわれる可能性がある。

ここで、国内の投資信託とは異なり、海外の投資信託については、必ずしも日々基準価格が計算されているとは限らないと考えられるため、実務に配慮し、海外の投資信託に対して本資料第 18 項に記載した実務上の便法を適用するに際しては、基準価格が著しくは異ならないと通常予想される時価算定日と基準価格の算定日との間の期間が短い（例えば、1 か月程度）場合に限り、時価算定日の直近の算定日における基準価格を時価算定日の時価とみなすことを認めることとしてはどうか。

なお、時価算定日と基準価格の算定日との間の期間が短いとは言えない場合は、本資料第 18 項に記載した実務上の便法は利用できず、時価算定会計基準における原則的な取扱いに従うこととなる。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見並びに ASBJ 事務局の対応案

(聞かれた意見)

22. 基準価格の算定頻度に関して、時価算定日と基準価格の算定日が1か月程度であれば、直近の基準価格を時価とみなすとあるが、市場に大きな変動が生じていないことを前提とすべきではないか。
23. 基準価格の算定頻度が少ないものは、一般に組入資産の流動性が低く、価格もあまり変動しないと考えられる。また、海外の投資信託においては3か月に1度しか基準価格が算定されないものもあることや、連結決算において子会社と親会社の決算日の相違が3か月以内であれば認められていること等を踏まえると、時価算定日と基準価格の算定日の相違に関する1か月という期間は短いのではないか。
24. 時価算定日と基準価格の算定日が異なる場合に、直近の基準価格を時価とみなすことを認める条件として、その相違する期間（1か月）を定めることについては慎重に検討すべきと考える。期間を定めるとしても、その投資信託の組入資産によっては、算定日が3か月程度ずれることは十分あり得るし、1か月では短いと考える。

(ASBJ 事務局の対応案)

25. 第22項の意見について、市場に大きな変動が生じていないことを確認するための情報を企業が入手することは実務上困難である可能性があり、また、企業に当該確認作業を求めた場合、実務上の負担を軽減することを図るために第18項の実務上の便法を定めた意義が乏しくなることが懸念される。
26. また、第23項及び第24項の意見については、海外の投資信託については情報の入手が困難である可能性があることを踏まえると、第21項における「基準価格が著しくは異ならないと予想される時価算定日と基準価格の算定日との間の期間が短い(例えば、1か月程度)場合に限り、」について、「基準価格が著しくは異ならないと予想される時価算定日と基準価格の算定日との間の期間が短い(原則として1か月程度とするが、保有資産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、」としてはどうか。

【第18項の便法を定める上での追加的な取扱い2】

27. 第16項の「解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある」ケースには、少なくとも、次のような内容の解約等の制限のみが付されている場合は該当しないとして例示することが考えられる。
- (1) 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所等の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合など）

(2) 事務手続上の便宜のための解約制限

- 換金に必要な時間を確保するために事前の短期の解約通知期間（例えば、1～3 か月程度の期間が考えられる。）を設定している場合や、解約に応じる投資信託委託会社の作業負荷を減らすために最低解約額を設定している場合などが挙げられる。

(3) 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば 1 か月程度）解約制限

- 本資料第 21 項に記載のとおり、海外の投資信託については、基準価格が日次で算定されていないケースがあり、そのような投資信託については、基準価格の算定日に合わせ、解約可能日を指定していることが多いと考えられるため、同項に記載の取扱いと整合的に取り扱うものである。

28. 前項の例を示すにあたって、審議において、財務諸表作成者に重要性の判断を求めるにあたり、レベル別分類の開示が不要になることが誘因となって、結果として重要性がない解約制限しか有していない投資信託にまで、実務上の便法が利用される場合もあり得るとの意見が聞かれた。しかしながら、前項のとおり、重要性があるケースに該当しない解約の制限を例示することで、例示に該当し、解約制限があっても重要性がないと判断される場合は、実務上の便法を適用しないこととなるため、解約制限の重要性によらず実務上の便法が利用される可能性を一定程度抑制することが可能になると考えられる。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見並びに ASBJ 事務局の対応案

(聞かれた意見)

29. 重要性がない解約制限を例示することは有益と考えるが、企業間の比較可能性を高める観点から、重要性がある解約制限の例示も検討してはどうか。

(ASBJ 事務局の対応案)

30. 明らかに重要性がある解約制限としては、例えば、長期のロックアップ期間を設定しているケースや解約できる口数の上限が極めて少ないケースなどが該当すると考えられる。しかしながら、これらのケースを例示する場合において、ロックアップ期間や、解約可能な口数の上限について定量的な目安を示すことは困難であり、その例示は有

用性の乏しいものになると考えられる。また、その他に例示するのに相応しい具体的なケースは把握できておらず、事務局の提案のとおり、少なくとも重要性がないと考えられる解約制限の例示のみとする。

(聞かれた意見)

31. 時価算定日と基準価格の算定日の相違を認める期間を1か月程度としている一方、重要性がない解約制限の例示として挙げている解約通知期間は1〜3か月程度としており、期間が不整合となっていないか。

32. 重要性がない解約制限の例示で挙げている、事前の解約通知期間を設定している場合に関して、例えば期末日に解約の意思があつてその時点で解約通知をした場合、期末日の基準価格では解約できないこととなり、実際に解約できる日まで価格の変動リスクを負うことと考えられるが、重要性がないと言い切れるか懸念する。

(ASBJ 事務局の対応案)

33. 前項の意見のとおり、事前の解約通知期間を設定している場合に関しては、即時に換金できないことに係るリスクの対価として、基準価格を調整することもあり得、少なくとも重要性がない例示としては適切ではない可能性があるため、第27項(2)に記載の例示から削除することとし、解約に応じる投資信託委託会社の作業負荷を減らすために最低解約額を設定している解約制限のみとする。

(聞かれた意見)

34. 解約制限の重要性に関する例示も「実務上の便法」なのか。「実務上の便法」が具体的に何の取扱いを指して呼称しているのか不明確である。

(ASBJ 事務局の対応案)

35. 以下に記載した時価算定適用指針の改正文案において対応している。

【第18項の便法を定める上での追加的な取扱い3】

36. なお、投資信託によっては、解約時に基準価格より信託財産留保額がその代金より控除されるため、基準価格に基づいた時価を算定する際にこの留保額を基準価格から控

除する必要があるか否かが論点となる。

37. 信託財産留保額は、投資信託内の保有資産を売却するための手数料や早期売却による損失など様々な費用の見合いとして、投資信託を解約する際に投資家が負担する費用とされており、これは投資信託における将来の取引コスト及び管理コスト等に充当するために留保されたもので、実際に充当される前は投資信託内に留められているものである。上記の性質に鑑み IFRS 第 13 号における取引コスト（IFRS 第 13 号第 25 項参照）と考え、時価の算定上の調整項目に含めないことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

黄色のラインマーカーで追加した事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

38. 以上の検討における提案に基づき、時価算定適用指針に記載する文案を以下としてはどうか。

(文案)

企業会計基準適用指針第 31 号 時価の算定に関する会計基準の適用指針

適用指針

Ⅲ. 時価の算定

3. その他の取扱い

(投資信託の時価の算定に関する取扱い)

24-2. 構成資産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在しておらず、解約又は買戻請求（以下、合わせて「解約等」という。）に重要な制限が課せられている場合、次のいずれかに該当するときは、基準価格を時価とみなすことができる。

- (1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合
- (2) 当該投資信託の財務諸表が IFRS 及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが IFRS 第 13 号若しくは Topic 820 と概ね同等であると判断される場合
- (3) 当該投資信託の構成資産について、一般社団法人 投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する

規則」(以下「投資信託計理規則」という。)に従い評価が行われている場合

24-3 ここで、前項における「解約等に重要な制限が課せられている場合」には、例えば、次のようなものは該当しない。

- (1) 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限(金融商品取引所等の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合など)
- (2) 解約に応じる投資信託委託会社の作業負荷を減らすために最低解約額を設定している解約制限
- (3) 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い(例えば、1か月程度)解約制限

24-4 また、海外の法令に基づいて設定される投資信託(以下「海外の投資信託」という。)に対して第24-2項の取扱いを適用する際、時価の算定日と基準価格の算定日との間の期間が短い(原則として1か月程度とするが、保有資産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、時価の算定日の直近の算定日における基準価格を時価の算定日の時価とみなすことができる。

24-5 なお、投資信託を解約等する際に投資家が負担する信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めない。

結論の背景

経緯

20XX年改正適用指針の公表

29-2. 2019年適用指針においては、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとしていた。20XX年改正適用指針は、審議の結果、投資信託の時価の算定について改正を行ったものである。

I. 時価の算定

3. その他の取扱い

(投資信託の時価の算定に関する取扱い)

49-2. 会計基準第 5 項に定める時価の定義により、金融商品取引所等の市場に上場している投資信託で市場における取引価格が存在する場合は、当該価格が投資信託の時価になると考えられる。

また、市場における取引価格が存在しておらず、時価算定日において所定の基準価格で制限なく解約等ができる場合は、当該基準価格を出口価格とみなすことができるものと考えられる。

一方、市場における取引価格が存在しておらず、かつ解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある場合は、本適用指針第 4 項(1)に定める時価に反映すべき資産の特性に該当し、基準価格を基礎として時価を算定する場合に何らかの調整が必要になるものと考えられる。

49-3. ここで、基準価格に対して調整を行うことを求めた場合、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想定される。

そのため、投資信託の解約等に重要な制限が課せられている場合、当該投資信託を構成する個々の信託財産の評価について、会計基準と整合する評価基準が用いられていることを条件に、基準価格を時価とみなすことができるとした。(第 24-2 項(1)から(3)参照)

49-4. また、解約に関する制限が存在する場合において、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性があるか否かの判断が困難であることが懸念されたため、重要な解約等の制限に該当しない例を示すこととした。

49-5. このほか、海外の投資信託については情報の入手が困難である可能性があることを踏まえ、時価の算定日と基準価格の算定日との間の期間が短い(原則として 1 か月程度とするが、保有資産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、第 24-4 項に定める取扱いを認めることとした。

49-6. なお、投資信託の解約等をする際に、基準価格から所定の信託財産留保額を控除することが定められている場合がある。

信託財産留保額は、投資信託における将来に発生することが見込まれる取引又は管理等にかかる費用に充当するために、信託財産内に留保されることがされている。このような性格を踏まえ、第 4 項(5)定める売却に要する付随費用と考えられるため、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めないこととした。

ディスカッション・ポイント

第 38 項に記載した文案について、ご意見をお伺いしたい。

IV. 投資信託の時価のレベル別分類及び開示に関する分析**(時価算定会計基準における時価のレベル別分類に関する定め)**

39. 時価算定会計基準第 11 項では、時価の算定に用いるインプットについて、以下のよう
に規定している。

時価の算定に用いるインプットは、次の順に優先的に使用する（レベル 1 のインプ
ットが最も優先順位が高く、レベル 3 のインプットが最も優先順位が低い。）。

(1) レベル 1 のインプット

レベル 1 のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市
場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないものを
いう。当該価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用で
きる場合には、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用する。

(2) レベル 2 のインプット

レベル 2 のインプットとは、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能な
インプットのうち、レベル 1 のインプット以外のインプットをいう。

(3) レベル 3 のインプット

レベル 3 のインプットとは、資産又は負債について観察できないインプットをい
う。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合
に用いる。

40. また、時価算定会計基準第 12 項では、時価のレベル別分類について、以下のよう
に規定している。

前項のインプットを用いて算定した時価は、その算定において重要な影響を与える
インプットが属するレベルに応じて、レベル 1 の時価、レベル 2 の時価又はレベル 3
の時価に分類する。

なお、時価を算定するために異なるレベルに区分される複数のインプットを用いて

おり、これらのインプットに、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合、これら重要な影響を与えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに当該時価を分類する。

(投資信託の時価のレベル別分類)

41. 本資料第 15 項に記載したとおり、解約の制限が本資料第 12 項で示した時価に反映すべき資産の特性に該当する可能性があり、その場合、基準価格を基礎として時価を算定する場合、何らかの調整が必要になるものと考えられる。この場合、時価のレベル別分類を検討する際、当該調整のために用いたインプット及びその影響を考慮する必要があるものと考えられる。
42. ここで、本資料第 18 項に記載した実務上の便法を採用した場合には、基準価格に対する調整を行わないこととなるため、時価のレベル別分類についてどのように取り扱うかが論点⁵となる。
43. 実務上の便法を採用した場合、解約制限の存在に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合のインプットのレベルについても把握されない。この状況において何らか他の金融商品とは別のルールによってレベル別の分類を定めたとしても、時価のレベルの持つ意味が不明瞭となり、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないものと考えられるため、実務上の便法を利用した際には、時価のレベル別分類を注記しないことが考えられる。
44. 前項の場合、実務上の便法を利用している投資信託が財務諸表に及ぼす影響について理解するために最低限必要とされる情報を提供するため、以下の事項の注記を求めることが考えられる。

⁵ なお、IFRS 第 9 号においては投資信託の時価の算定とレベル別分類についての定めは存在しない。一方、米国会計基準 FASB-ASC 820-10-15-4 項では、下記の双方の要件を満たすことを条件として 1 口当たりの純資産価格 (NAV) を時価とする簡便的な取扱いが定められている。

- ① 当該投資が、「容易に決定可能な公正価値 (readily determinable FV)」を有していないこと、かつ
- ② 当該投資が、トピック 946「金融サービス：投資会社」の適用対象となる投資会社に対する投資であるか、或いは不動産ファンド(定期的に保有する投資を公正価値評価することが業界慣行となっており、かつトピック 946 における測定原則と整合した財務諸表を作成しているものに限る)に対する投資であること

ただし、ミューチュアル・ファンド等に対する投資については、1 口当たりの公正価値が決定、公表されており、かつ現在の取引の基礎となっている場合には、「容易に決定可能な公正価値」を有する場合に該当するとして、当該簡便的な取扱いは採用できないとされている。

また、当該簡便的な取扱いを採用する場合、レベル別分類を行わない代わりに、その投資売却制限や投資戦略の説明及び投資コミットメントの金額等を開示することが求められている。

(1) 実務上の便法を利用しており、時価のレベル別分類を行っていない旨

(2) 実務上の便法を利用した投資信託の時価の合計額

(3) (2)の時価の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の時価算定日における解約に関する制限の内容ごとの内訳

45. なお、前項(3)において、実務上の便法を利用した投資信託のうち、解約に関する制限の内容が異なる投資信託を複数保有している場合は、開示の明瞭性を担保する観点より、実務上の便法を利用するとした判断の前提となった、解約に関する制限の内容が類似する投資信託ごとに集計することを認める。そのうえで、集計した解約制限の内容ごとの貸借対諸表計上額の合計額のそれぞれにおいても重要性があるものを対象として、解約に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額の合計額を記載することを認める。
46. また、前項において、解約制限の内容ごとに貸借対照表計上額の合計額を集計するにあたり、ある投資信託について、複数の種類の解約制限が存在する場合も考えられる。その場合は、コストとベネフィットを考慮し、そのうち最も重要な解約制限の内容ごとに集計することが考えられる。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見並びに ASBJ 事務局の対応案

(聞かれた意見)

47. 実務上の便法を適用した場合の開示に際し、解約制限の内容が類似する投資信託ごとに集計することとしているが、どのようにグルーピングするか実務上の判断が難しい場合もあるのではないか。
48. 解約制限の内容ではなく、非上場株式や不動産など、投資の内容を開示する方が有用と考える。

(ASBJ 事務局の対応案)

49. 企業によって投資信託の保有状況が異なるため、どのようにグルーピングするかについては実務に委ねることとする。
50. また、当該注記は解約制限に係る調整についての実務上の便法に関する開示であり、投資の内容とは直接の関係はないため、事務局の提案のとおり、解約制限の内容のみ

を開示することとする。

ディスカッション・ポイント

黄色のラインマーカーで追加した事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

51. 以上の時価のレベル別分類及び開示に関する提案に基づき、時価算定適用指針に記載する文案を以下としてはどうか。

(文案)

企業会計基準適用指針第 31 号 時価の算定に関する会計基準の適用指針

適用指針

Ⅲ. 時価の算定

3. その他の取扱い

(投資信託の時価の算定に関する取扱い)

24-6. 第 24-2 項に定める取扱いを適用した投資信託については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、その場合、次の内容を注記する。

(1) 第 24-2 項に定める取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記していない旨

(2) 第 24-2 項に定める取扱いを適用した投資信託の時価の合計額

(3) (2)の時価の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の時価算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

なお、解約等に関する制限の内容が異なる投資信託を複数保有している場合、当該取扱いを適用するとした判断の前提となった解約等に関する制限の内容が類似する投資信託ごとに集計したうえで、集計した当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額に重要性があるものを対象として、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額の合計額を注記することができる。

結論の背景**I. 時価の算定****3. その他の取扱い****(投資信託の時価の算定に関する取扱い)**

49-7. 第 24-2 項に定める取扱いを適用した場合、基準価格に対して解約等の制限の存在に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合に利用するインプットのレベルについても把握されない。このような状況において他の金融商品とは異なる別の方法によって時価のレベルを決定したとしても、時価のレベルの持つ意味が不明瞭となり、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないものと考えられるため、時価のレベルの開示を注記しないこととした。

また、当該取扱いを適用している投資信託が財務諸表に及ぼす影響について理解するために最低限必要とされる情報を提供するため、第 24-6 項に定める情報を開示することを求めることとした。

なお、解約制限の内容ごとに投資信託の貸借対照表計上額の合計額を集計したうえで注記することができるとされているが、ある投資信託について、複数の種類の解約制限が存在する場合、コストとベネフィットを考慮し、最も重要な解約制限の内容を特定したうえで、当該解約制限の内容に基づき集計することも認められると考えられる。

ディスカッション・ポイント

第 51 項に記載した文案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

別紙 フローチャート（括弧内は本資料の参照項）

